



令和7年3月21日（金） 第10283号

目次

ページ

規則

- 群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（感染症・疾病対策課） 3

告示

- 指定納付受託者の指定（財政課） 6
 ○監視伝染病の検査命令（農政課） 6
 ○同 7
 ○家畜の注射の実施（同） 8
 ○道路の区域変更（道路管理課） 8
 ○同 9
 ○道路の供用開始（同） 9
 ○道路の区域変更（同） 9
 ○道路の供用開始（同） 10
 ○道路の区域変更（同） 10
 ○同 11
 ○道路の供用開始（同） 11
 ○道路の区域変更（同） 11
 ○令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計管理課） 12

公告

- 開発工事の完了（建築課） 17

教育委員会規則

- 群馬県教育職員免許状再授与審査会規則（学校人事課） 18
 ○群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（高校教育課） 18

人事委員会規則

- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 22
 ○群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 22
 ○群馬県職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 22

監査委員公告

- 監査結果の公表 23
 ○同 29
 ○同 30

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課・運転免許課） 33
 ○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（同） 45

議 会 訓 令

○群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（総務課）

47

■ 規 則

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第十四号

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和四十二年群馬県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号（規格A4）（第2条関係）

H I V ・ 性感染症検査申請書

年 月 日

保健所長 宛て

検体番号（ — — ）

受付（採血）年月日 年 月 日

☆ 太線のワク内に記入してください。

☆ 希望する検査項目に☑チェックを付けてください。

H I V ・ 性感染症検査	
	H I V
	梅毒
	クラミジア・淋菌（尿）
	クラミジア・淋菌（うがい液）
肝炎ウイルス検査	
	H C V 抗体
	H B s 抗原

★ H I V、梅毒検査は迅速検査法で行います。

検査結果は本日お知らせします。

（ 月 日 時 分頃）

注意

- ・検査結果を聞きに来る時は、必ず本人が検査申請書控を持参し来所してください。
- ・検査結果は電話でお答えできません。

最後に排尿したのは

時 分頃

最後に食事、飲水、歯磨き、うがい、ガムを噛む等をしたのは

時 分頃

クラミジア・淋菌、肝炎ウイルス検査の結果説明日時

年 月 日（曜日） 時 分頃

確認検査（スクリーニング陽性の場合）の結果説明日時

H I V 年 月 日（曜日） 時 分頃

H C V 年 月 日（曜日） 時 分頃

- ・上記検査についての心配や質問は、遠慮なくお申し出ください。
- ・感染の機会の後おおむね3か月以内の検査では、感染していることを判定できない場合があります。

21 附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。
この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の規定により作成された用紙があるときは、当分の間適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA 株式会社エフレジ	令和7年3月11日	群馬県県有施設共通パスポート条例 （平成13年群馬県条例第10号） 第2条に規定する共通パスポート料 金のうち、群馬県LINE公式アカ ウント「群馬県デジタル窓口」によ り申請が行われた場合における共通 パスポート料金

◎群馬県告示第75号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察

- (1) ブルセラ症及び結核
- (2) 豚熱
- (3) アフリカ豚熱
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- (5) アカバネ病

2 実施する区域 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ブルセラ症にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛（イの検査対象となったものを除く。）
 - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
- (2) 結核にあつては、種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (3) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（だちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- (5) アカバネ病にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

4 実施の期日

- (1) ブルセラ症、結核、豚熱、アフリカ豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあっては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- (2) アカバネ病にあっては、令和7年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

5 検査の方法

- (1) ブルセラ症及び結核にあっては、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に定める方法
- (2) 豚熱にあっては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査
- (3) アフリカ豚熱にあっては、臨床検査及び抗原検査
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあっては、臨床検査及び血清抗体検査
- (5) アカバネ病にあっては、臨床検査及び血清学的検査

6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第76号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和7年3月21日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため

- (1) ヨーネ病
- (2) 伝達性海綿状脳症
- (3) 腐蛆病

2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病にあっては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - オ 放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）
 - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）
- (2) 伝達性海綿状脳症にあっては、次に該当する家畜の死体
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
 - イ 月齢又は推定月齢が18月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

- (3) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
- (1) ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に定める方法
- (2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第77号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
- (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）
- (2) 牛伝染性鼻気管炎
- (3) 豚熱
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
- (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 4 実施の期日 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその実施の方法
- (1) 牛ウイルス性下痢症（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
- (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	前橋長瀬線	藤岡市矢場字正神場1413番地先から同市神田字西林寺1831番の1地先まで	前	25.7～38.0	23.5
			後	25.7～31.4	23.5

◎群馬県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋長瀬線	藤岡市上大塚字一本木312番の1地先から同市神田字宿1193番の1地先まで	前	7.9～40.3 23.3～50.0	4882.2 4300.0
			後	7.9～40.3 23.3～50.0	4882.2 4659.5

◎群馬県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	前橋長瀬線	藤岡市矢場字神明1252番地先から同市神田字宿1168番の1地先まで	令和7年3月23日 午後3時

◎群馬県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋長瀬線	藤岡市神田字宿1188番 の1地先から同市同字同1 220番の1地先まで	前	7.7～11.7	247.2
			後	8.5～17.0	247.2

◎群馬県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	藤岡市神田字宿1188番の1地先から同市同字同 1220番の1地先まで	令和7年3月21日

◎群馬県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	寺尾藤岡線	高崎市根小屋町字鹿島82 3番の1地内	前	35.8～71.4	7.8
			後	35.8～36.1	7.8
		高崎市根小屋町字柳沢51 8番の1地先から同市同字 同509番の1地先まで	前	34.3～34.7	93.9
			後	34.3～54.2	93.9

◎群馬県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	寺尾藤岡線	高崎市木部町字中久保田1015番の1地先から同市山名町字下東582番の2地先まで	前	—	—
			後	9.2～18.5	537.6

◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	寺尾藤岡線	高崎市根小屋町字鹿島810番の1地先から同市木部町字犬橋75番の1地先まで	令和7年3月27日 午後3時

◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	植栗伊勢線	吾妻郡東吾妻町大字植栗字小淵沢3044番地先から同郡同町大字同字同3072番地先まで	前	35.4～50.2	201.2
			後	24.5～42.9	201.2

◎群馬県告示第87号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和6年群馬県告示第89号）（以下「旧告示」という。）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車、その他特種用途自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器

	食料品	食料品、お茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力（販売）
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内、コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒

	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器（リース）、情報機器（リース）、産業・建設機器（リース）、医療機器（リース）、ボイラー機器（リース）、電算システム（リース）、自動車（リース）、イベント用品（リース）、動植物（リース）、その他（リース）、事務用機器（レンタル）、情報機器（レンタル）、産業・建設機器（レンタル）、医療機器（レンタル）、ボイラー機器（レンタル）、電算システム（レンタル）、自動車（レンタル）、イベント用品（レンタル）、動植物（レンタル）、その他（レンタル）
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力（購入）

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

- (1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあっては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあっては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者（個人にあっては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）
- (5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和7年4月1日（火）から令和7年9月12日（金）までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和6・7年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集（随時申請）に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

- (1) 法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては市町村長が発行した身分証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。）
- (2) 納税証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。）
- (3) 財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）
- (4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）
- (5) 営業に許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書（所管公共職業安定所の受付印が押されたもの）の写し
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書
- (11) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し
- (12) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認

証書の認証期間に審査基準日が含まれたもの)

(13)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境G S 認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境G S 認定制度認定書の写し

(14)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21 認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21 認証・登録証の写し

(15)職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書

(16)従業員が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれたもの）の写し

(17)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で協力雇用主として申請日から過去2年間に於いて3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、前橋保護観察所長が発行する証明書

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和8年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地又は住所を変更したとき。

(3) 電話番号、F A X 番号又はメールアドレスを変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間で限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の

規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、法人番号、代表者氏名、郵便番号、所在地及び電話番号）、格付等級、資格区分及び営業品目）について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	安中市郷原字番匠屋敷387-1、388-1、388-3、389-1、389-2、390-1、390-2	安中市郷原2775番地の2 株式会社大磯精工 代表取締役 磯貝一夫
2	邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺380-1、380-4、380-5、380-6、381-2、381-4、381-5、382-3、383-6	邑楽郡大泉町大字上小泉383番地 社会福祉法人協栄会 理事長 関山栄市

■ 教育委員会規則

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、群馬県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他教育委員会が適当と認める者

（会議）

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審査会の議事について特別の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

4 審査会の会議は、公開しない。

（守秘義務）

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局学校人事課において処理する。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年群馬県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び修学金貸与調書（別記様式第二号）」を削り、同条第二項第一号中「雇用主の交付する雇用の条件を明らかにする証明書及び」を削り、「写し」の下に「及び前年の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書」を加え、同条に次の一項を加える。

3 学校長は、修学金の貸与を受けようとする者から申請書の提出があつたときは、貸与申請者状況調書（別記様式第二号）を添えて教育長に進達しなければならない。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

年 月 日

群馬県教育委員会教育長 様

学 校 高等学校

氏名（自署）

修 学 金 貸 与 申 請 書

次のとおり群馬県高等学校定時制課程修学奨励金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸与申請額		総額 円 （月額 円）	
貸与期間		年 月 から 年 月 まで	
ふりがな		生 年 月 日	学科・学年
氏 名		年 月 日 (満 歳)	科 年
入学年月		年 月	卒業予定年月 年 月
本 人	現住所	(電話)	
	勤務先	(電話)	
	勤務先 住所		
修 学 金 貸 与 希 望 理 由			

本人と家族（同一家計）の状況	続柄	氏 名	年齢	職 業	収 入
収 入 状 況 ※1		給 与 収 入		そ の 他 の 収 入	
	本 人	収入 円		収入 円 自 営（ ） その他（ ）	
	本 人 以 外 〔本人を扶養 している者〕	収入 円		収入 円 自 営（ ） その他（ ）	
県教育委員会記入欄 ※2	整理番号		入学年度		
	学年	年	決定番号		
	所得の確定	所得 円	課税対象とならない 最高額の192% 円	貸与 可・否	
（記入上の注意） 1 修学金貸与希望理由は、詳細に記入すること。 2 ※1の収入状況は、昨年の収入（1月～12月）について記入し、源泉徴収票、所得課税証明書等その状況が分かる書類を添付すること。 3 ※2の県教育委員会記入欄には、何も記入しないこと。					

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

貸 与 申 請 者 状 況 調 書			
生徒氏名		在 学 学校名	高等学校 科 年
所 見			
日本学生支援機構奨学資金貸与の有無		有 無	
記入者職氏名			
上記の者は、学習意欲もあり、かつ、学資の支弁が困難であると認めます。 年 月 日 学校長 群馬県教育委員会教育長 様			
（記入上の注意） 所見は、新入生については、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）における成績等を参考にし、主に学習意欲面や行動面、就労に対する意欲について記入すること。			
※この調書は生徒の状況を把握するために参考として用います。 選考基準には用いません。			

別記様式第十六号を次のように改める。
別記様式第十六号

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 人事委員会規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第十九条第一項中「第五十六条の三第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、「（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第二十号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当」を削り、「別記様式第二十号の二」に、同号ロを「別記様式第二十号」に、同号」に、「別記様式第二十号の三」を「別記様式第二十号の二」に、「別記様式第二十号の四」を「別記様式第二十号の三」に改める。

別記様式第二十号を削り、別記様式第二十号の二を別記様式第二十号とし、別記様式第二十号の三を別記様式第二十号の二とし、別記様式第二十号の四を別記様式第二十号の三とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十三号

群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年群馬県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「条例第十一条に規定する扶養親族で条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主

として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができない場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。第六条に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第八条中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十四号

群馬県職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年群馬県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 監査委員公告

◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年3月21日

群馬県監査委員 石 原 栄 一

同 平 田 稔

同 大 和 勲

同 川野辺 達 也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和5年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和6年5月31日まで）
令和6年度会計（令和6年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 地域機関等80機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 2件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
消防学校 (令和7年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (令和7年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (令和7年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

世界遺産センター (令和7年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
------------------------	------------------------------

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
食肉衛生検査所 (令和7年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和7年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (令和7年1月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (令和7年2月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (令和7年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門校 (令和7年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校 (令和7年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
団地総合事務所 (令和7年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (令和7年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

東部教育事務所 （令和7年2月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 （令和7年2月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 （令和7年2月17日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 （令和7年3月3日）	（指摘事項） 群馬県財務規則第113条第2項において、会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるために必要があるときは、歳計現金を出納員又は分任出納員に交付し、保管させておくことができるとされている。また、つり銭用現金取扱要領第13において、出納員等は、つり銭用現金の保管にあたっては、盗難、亡失等に十分留意するよう努めなければならないとされている。 当該機関は、令和6年4月21日に来園者からの券売機の取消操作により投入額の一部返金が行われなかった旨の申し出に対し、券売機内の点検と現金の出入りを十分確認せずに返金を行ったため、閉園後のつり銭用現金が10,000円不足となった。 （指摘事項） 群馬県教育委員会事務局等処務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされており、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて公印取扱主任の照合を受けてから明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。また、群馬県教育委員会事務局等会計年度任用職員任用要領第3条第2項において、会計年度任用職員の任命に関する事務を行う者（以下「事務取扱者」という。）は、地域機関等にあっては地域機関等の長とするとされている。 当該機関は、令和6年4月1日付けの採用を決定した会計年度任用職員19名の任用に当たり、決裁責任者（事務取扱者）への文書の回議を行わないまま、同要領第8条第1項に規定する発令通知書に公印を押印し交付していた。 （注意事項） 群馬県財務規則第190条第1項において、随意契約をしようとするときは、同項各号のいずれかに該当するときは除くほか、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。 当該機関は、同項各号のいずれにも該当しない物品購入契約において、3人以上の者から見積書を徴していなかった。
東毛青少年自然の家 （令和7年2月13日）	（注意事項） 群馬県財務規則第191条第1項において、契約担当者は、契約を締結するに当たっては、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。また、同条第2項において、契約金額が150万円未満の契約等、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、同項各号のいずれにも該当しない契約金額が150万円以上の契約について、契約書を作成していなかった。
勢多農林高等学校 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 （令和7年2月6日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 （令和7年1月30日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

高崎高等学校 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和7年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和7年2月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (令和7年2月18日)	(注意事項) 群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておかななければならないとされている。 当該機関では、事務調査日（令和7年1月29日）時点において、備品管理台帳に記録されている備品937点のうち、昭和49年から平成30年までに取得した46点について、所在不明となっていた。
高崎女子高等学校 (令和7年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和7年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和7年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和7年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (令和7年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和7年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和7年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (令和7年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和7年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和7年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (令和7年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (令和7年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (令和7年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

新田暁高等学校 （令和7年2月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 （令和7年2月17日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 （令和7年2月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬬恋高等学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 （令和7年2月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 （令和7年2月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 （令和7年2月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 （令和7年2月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

赤城特別支援学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 （令和7年2月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 （令和7年2月28日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 （令和7年2月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 （令和7年2月28日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 （令和7年2月28日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 （令和7年2月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 （令和7年2月28日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 警察本部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
前橋警察署 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 （令和7年2月28日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 （令和7年2月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 （令和7年2月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 （令和7年2月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 （令和7年3月3日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 （令和7年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年3月21日

群馬県監査委員 石 原 栄 一
同 平 田 稔
同 大 和 勲
同 川野辺 達 也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和5年度会計
 - (2) 監査対象機関 県庁1機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
観光魅力創出課 (令和7年3月3日)	(指摘事項) 当該機関は、所管する指定管理者制度導入施設である「宝台樹キャンプ場」の監督について、以下のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）別記2「武尊山観光レクリエーション施設使用料収納事務取扱要領」において、収納事務受託者は利用者から収納した使用料は、7日間毎に現金払込伝票を起票し、当該伝票により県指定金融機関に払い込むものとするとしている。 当該機関は、宝台樹キャンプ場の使用料の収納の一部について、指定管理者（収納事務受託者）が、同要領に定めのないキャッシュレス決済により行っていた事実を把握していなかった。 (2) 基本協定書第26条において、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、同条ただし書において、あらかじめ県の書面による承諾を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」におい

	て、指定管理者が行う業務として地方自治法施行令第158条により、キャンプ場の使用料の徴収等の事務を実施することとされており、この使用料の徴収等の事務は再委託できないとされている。さらに別記4「個人情報取扱特記事項」第8においても県が承諾した場合を除いて、指定管理業務等にかかる個人情報を取り扱う業務について、第三者にその処理を委託してはならないとされている。 当該機関は、指定管理者が、個人情報を含む施設の利用の受付事務を第三者である旅行予約ウェブサイト運営会社に請け負わせていたことについて、書面による承諾を行っていなかった。また、再委託できない使用料の収納事務が再委託されていた。 (3) 基本協定書第34条において、指定管理者は自主事業を実施しようとする場合は、県に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に県の承認を受けなくてはならないとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」において、自主事業を実施する際は、事前に協議を行い知事の承認を得ること及び自主事業を実施した際は、実績報告書への記載を行うこととされている。 当該機関は、指定管理者が実施するオートキャンプほか12の自主事業について、自主事業実施計画書の提出を受けておらず、承認も行っていなかった。また、実績報告書への記載も一部のみとなっていた。 <table border="1"><tr><td>自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）</td></tr><tr><td>食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料</td></tr></table> (4) 群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条において、有料施設を利用しようとする者は、条例に定める額の使用料を納付しなければならないと規定されている。また、条例第4条第4項及び基本協定書第5条第2号により、知事は、有料施設の使用料の収納の事務を指定管理者に委託している。条例に定める有料施設（フリーテントサイト）には、県管理部分とみなかみ町管理部分が入り組んで存在している。 当該機関は、有料施設の利用者から収納した使用料について、みなかみ町管理部分相当の使用料を除いて納付させていたが、この取扱いを条例又は基本協定書に規定していなかった。	自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）	食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料
自主事業（※は実績報告書に記載のあった事業）			
食事処あじさい（売店含む。）、フリーテントサイト（7～8月除く。）、フリーテントサイト（日帰り利用）、環境保全協力金、施設利用料（音楽イベント料（※）、バーベキューガーデン利用料）、シャワー室（コインシャワー、コインランドリー）、テント・タープ（貸し出し・持ち込み）、コテージ、オートキャンプ、自然体験、デカイ虫かご（※）、グランピング、予約キャンセル料			

8 監査結果に基づく意見 地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

(1) 産業経済部

監査対象機関	意見
観光魅力創出課	宝台樹キャンプ場は、県が指定管理者に施設の管理を行わせているものである。令和5年度の有料施設の利用に係る使用料の県への納付額は、同年度の指定管理者による当該施設における自主事業の売上額と比べると約1%であり、県の指定管理業務についてもキャンプ場事業全体のうちの一部を占めるに過ぎないため、指定管理のあり方について経済性、効率性、有効性等の観点も踏まえて検討されたい。

◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の

結果を次のとおり公表する。

令和7年3月21日

群馬県監査委員 石 原 栄 一
同 平 田 稔
同 大 和 勲
同 川野辺 達 也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和5年度会計
 - (2) 監査対象団体 4団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	株式会社みなかみ宝台樹リゾート
監査年月日	令和7年3月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・宝台樹キャンプ場 指定管理料 1,761,000円
監査の結果	（指摘事項） 当該指定管理者が管理を行っている宝台樹キャンプ場の指定管理業務について、以下のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）別記2「武尊山観光レクリエーション施設使用料収納事務取扱要領」において、収納事務受託者は利用者から収納した使用料は、7日間毎に現金払込伝票を起票し、当該伝票により県指定金融機関に払い込むものとしてされている。 当該指定管理者は、宝台樹キャンプ場の使用料の収納の一部について、同要領に定めのないキャッシュレス決済により行っていた。 (2) 基本協定書第26条において、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならず、同条ただし書において、あらかじめ県の書面による承諾を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。また、基本協定書別記3「指定管理業務等仕様書」において、地方自治法施行令第158条により、キャンプ場の使用料の徴収等の事務を実施することとされており、この使用料の徴収等の事務は再委託できないと定められている。さらに、基本協定書別記4「個人情報取扱特記事項」第8においても県が承諾した場合を除いて、指定管理業務等にかかる個人情報を取り扱う業務について、第三者にその処理を委託してはならないとされている。 当該指定管理者は、県の書面による承諾を受けることなく、個人情報を含む施設の利用の受付事務を、第三者である旅行予約ウェブサイト運営会社に請け負わせ、再委託できない使用料の収納事務を再委託していた。

監査対象団体	金井興業株式会社
監査年月日	令和6年12月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・新玉村ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 161,700,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第5号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の3」を「第47条の5」に改める。

第6条第2項第2号中「写し」の次に「又は自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面」を加える。

第10条第2項中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）」を削る。

第18条第2項第3号中「写し」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同項第4号を削る。

第38条中「免許証」という。）の次に「若しくは法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード又はその双方」を加える。

第45条の2第1項中「免許証」の次に「又は法第95条の2第2項に規定する免許情報記録」を加え、同条第3項中「第30条の9第3項」を「第30条の7第4項」に改める。

第45条の3第2項中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

第47条第1項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に改め、「交付」の次に「若しくは同条第3項に規定する運転経歴情報の記録又はその双方」を加え、同条第2項中「第30条の10第2項」を「第30条の8第2項」に改める。

第47条の2の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「総理府令第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 総理府令第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者
 - (2) 総理府令第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記録の変更の届出をしようとする者であつて、同条第3項の規定に該当しないもの
 - (3) 前2号の届出を同時に行おうとする者であつて、総理府令第30条の15第3項の規定に該当しないもの
- 第47条の3中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、第8章中同条の次に次の2条を加える。

（運転経歴証明書の返納）

第47条の4 総理府令第30条の12第2項の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、別記様式第33の返納届を、当該者の住所地を管轄する警察署長又は運転免許課長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

（運転経歴情報の抹消）

第47条の5 総理府令第30条の16第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとする者は、別記様式第33の抹消届を、当該者の住所地を管轄する警察署長又は運転免許課長を経由して、公安委員会に提出しな

ればならない。

別記様式第15及び別記様式第16を次のように改める。

別記様式第15（規格A4）（第26条関係）

管轄署		事業所 番号	
-----	--	-----------	--

安全運転管理者に関する届出書																			
群馬県公安委員会 宛て																			
年 月 日																			
1 安全運転管理者を選任 2 安全運転管理者を解任 3 届出事項を変更 【名称・位置・台数・その他（ ）】 届出者（使用者）の氏名又は 法人の名称及び代表者氏名 したのでお届けします。																			
住 所																			
電 話 （ ）																			
① 選任年月日	年 月 日					⑧ 使用の本拠	名 称	(フリガナ)											
② 安全運転 管理者氏名	(フリガナ)						位 置 (住 所)												
							電 話	()											
③ 資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)				業種別	1 官公庁 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()												
	運転の管理経験				3 公安委員会の認定														
	1 2年以上	2 公安委員会の 教習修了者で 1年以上																	
④ 職務上の地位	1 使用者(社長)		2 所長		⑨ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	⑨ 乗 用	貨 物				大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計	計							
	3 部長(副部長)		4 課長(次席)				大型 中型 準中型 普通 軽	大型 中型 準中型 普通 軽	大 特 大自二 普自二 小 特 計										
5 課長補佐		6 係長		7 主任(班長)						8 係									
⑤ 免許証番号 又は 免許情報記録番号																			
⑥ 副安全運転 管理者の有無	有 (名) 無																		
⑦ 安全 運転 管理者 の略歴	勤 務 期 間			勤 務 所 名		職 名		⑩ 運転者数	免許種別	大 型		中 型		準 中 型	普 通		大 特		大自二 普自二 小 特 計
	自 . . 至 . .								一種 二種 一種 二種	一種 二種 一種 二種									
	自 . . 至 . .								人数										
	自 . . 至 . .								解任年月日		年 月 日								
	自 . . 至 . .								氏 名										
自 . . 至 . .							解 任 事 由		1 転任 2 退職 3 廃業 4 台数減 5 解任命令 6 その他 ()										
備 考																			

別記様式第16（規格A4）（第26条関係）

副

管轄署		事業所 番号		副安管	
-----	--	-----------	--	-----	--

副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 す る 届 出 書

群馬県公安委員会 宛て

年 月 日

1 副安全運転管理者を選任
 2 副安全運転管理者を解任
 3 届出事項を変更

【名称・位置・台数・その他（ ）】
 届出者（使用者）の氏名又は
 法人の名称及び代表者氏名

住 所

電 話 （ ）

① 選任年月日	年 月 日	⑧	名 称	(フリガナ)																													
② 副安全運転 管理者氏名	(フリガナ)			位 置 (住 所)																													
				電 話	()																												
③ 資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)		使用 の 本 拠	安全運転管 理者の氏名																												
	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上 (免許取得年月日 年 月 日)	3 公安委員会 の認定		1 官公庁 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他()																												
④ 職務上の地位	1 使用者(社長) 2 所長 3 部長(副部長) 4 課長(次席) 5 課長補佐 6 係長 7 主任(班長) 8 係																																
⑤ 免許証番号 又は 免許情報記録番号	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																																
⑥ 補助者の有無	有 (名) 無																																
⑦ 副安全 運転 管理者 の 略 歴	勤 務 期 間		勤 務 所 名		職 名		⑩ 運 転 者 数																										
	自 . . 至 . .																																
	自 . . 至 . .																																
	自 . . 至 . .																																
	自 . . 至 . .																																
⑪ 前副安全 運転 管理者								解任年月日					年 月 日																				
								氏 名																									
								解 任 事 由					1 転任 2 退職 3 廃業 4 台数減 5 解任命令 6 その他()																				

備 考

別記様式第24を次のように改める。

別記様式第24(規格A4)(第38条関係)

群馬県公安委員会 宛て																				運転免許の条件変更申請書									
										年 月 日																			
ふ り が な										男・女		年 月 日生																	
氏 名																													
住 所					群馬県										電話番号														
解除・変更を申請する理由(限定の解除・変更については車の種類等)																													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名					公安委員会																							
	免許証番号					第													号										
	交付年月日					年 月 日																							
	有効期限					年 月 日																							
	備 考																												
	記録等年月日					有効期間の末日					年 月 日																		
	免許情報記録の番号					記録等公安委員会					公安委員会																		
	二・小・原					年 月 日																							
	他					年 月 日					大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け				
	二 種					年 月 日					型	型	中	通	特	自	自	二	特	付	引	二	二	二	特	引			
免 許 の 条 件															保有 状況		1	免許証のみ											
																	2	マイナ免許証のみ											
																	3	免許証+マイナ免許証											
															マイナカードの効力					有効・無効									
															マイナカード紛失等					有 ・ 無									

新 条 件		た に 付 す 免 許 の 件																		
技 能	使用した自動車等	自 動 車 の 種 類										大 き さ 等					名 称			
適 性	視 力		裸 眼					矯 正 (眼鏡・コンタクト)					視 野					深 そ 視 の 力 他		
			左 眼										右		度					
			右 眼										左		度					
			両 眼										計		度					
年 月 日実施 実施者氏名																				

- ※ 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号又は免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類、その他必要な事項を記載し、新条件を記載した免許証の表側及び裏側を複写し添付すること。
- ※ 「免許証のみ」保有者は、「現に受けている免許」欄中太枠部分に記載し、「保有状況」の「1」に○をつけること。
- ※ 表中の「マイナ免許証」は「免許情報記録個人番号カード」のことをいう。
- ※ マイナ免許証に免許情報を記録した際は、「免許情報記録確認書」一部を本書に添付すること。

別記様式第27及び別記様式第28を次のように改める。

別記様式第27（規格A4）（第43条関係）

試 験 結 果 表										年 月 日							
フリガナ			生 年 月 日 Date of Birth		性 別		電 話 番 号	局									
氏 名 Name			年 月 日		男 1	女 2											
本籍・国籍 Nationality																	
住 所 Address																	
受けようとする免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	普 A T	大 特 二	大 自 二	普 自 二	普 自 小	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
現有免許	0 免許なし	1 運転免許証	2 マイナ免許証	3 運転免許証 マイナ免許証	手続き後 希望する免許		1 運転免許証	2 マイナ免許証	3 運転免許証 マイナ免許証								
										[マイナカード：有効・失効・エラー]							
学科試験			左 同 有 効 期 限			適 性 試 験											
受験者登録番号											照 会 番 号						
免許証番号																	
免許情報記録番号																	
適 性 試 験	視 力	裸 眼	左 眼		矯 正 鏡 コンタクト レ ン ズ	左 眼		視 野	左								
			右 眼			右 眼			右								
			両 眼			両 眼			計								
	深 視 力	1 回	mm	色彩識別能力	適 否	写真貼付 ↑ 30 ミリ ← 24 ミリ →											
		2 回	mm	聴 力	適 否												
3 回		mm	運 動 能 力	適 否													
平均	mm																
免許を与える 場合の条件																	

別記様式第28（規格A4）（第43条関係）

試験結果表

			年 月 日		
フリガナ			年 月 日	男 女	電話
氏 名				1 2	番号 ()
本籍・国籍					
住 所					
受けようとする免許の種類	大仮 中仮 準中仮 普仮				

受験者登録番号														
免許証番号														
免許情報記録番号														
学科試験					左 同 有 効 期 限					適 性 試 験				
適 性 試 験	視 力	裸 眼	左 眼			矯 正	眼 鏡 コンタクト レンズ	左 眼			視 野	左		
			右 眼					右 眼				右		
			両 眼					両 眼				計		
	深 視 力	1回			mm	色 彩 識 別 能 力	適 否		30 ミ リ ↑ ↓ ←24ミリ→					
2回				mm	適 否									
3回				mm	適 否									
平均				mm	適 否									
免許を与える場合の条件														

別記様式第30中

免許証交付 年 月 日		を
----------------	--	---

免許情報記録の 番 号		に改める。
免許証交付 ・ 免許情報の記録 年 月 日		

別記様式第31の2中「申請した運転免許証」の次に「及び免許情報記録個人番号カード」を、「、運転免許証」の次に「若しくは免許情報記録個人番号カード又はその双方」を加え、「運転免許証、」を「運転免許証、免許情報記録個人番号カード（保有している場合）、」に改める。

別記様式第33及び別記様式第33の2を次のように改める。

別記様式第33（規格A4）（第46条の5、第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5関係）

課長	次席	補佐	課員

運転免許取消申請書 兼運転経歴証明書交付・再交付申請書
兼運転経歴証明書返納届 兼運転経歴情報記録申請書
兼運転経歴情報抹消届
兼運転経歴保有状況変更申出書（紛失時・発見時）

群馬県公安委員会 宛て

申請（届出）日 年 月 日
申請（届出）窓口

申請 (届出) 者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名			連絡先 電話番号	() —	
代筆者 氏名				申請（届出）者 との続柄		
代筆 理由						

運転免許取消申請

取消を申請する 免許の種類	☐ 全部 ☐ 一部	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二
		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二
受けたいほかの 免許の種類	☐ あり ☐ なし	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二
		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大二	中二	普二	大特二	けん引二

写真
(3×2.4cm)

運転経歴証明書交付・再交付申請 兼運転経歴証明書返納届 兼運転経歴情報記録申請
兼運転経歴情報抹消届 兼運転経歴情報保有状況（手数料は裏面貼付）

申請区分	同時・失効・後交付・再交付・保有状況変更
------	----------------------

再交付・記録申請	日時 (いつ)	年 月 日 ~ 年 月 日	再交付後に、古い運転経歴証明書を発見したときは、発見した方（古い方）を返納します。 年 月 日 氏名
	場所 (どこで)		
	申請理由 (どうした)	☐ 盗難・紛失又は滅失 ☐ 汚損 ☐ 破損 ☐ その他（記載事項変更・顔写真変更等）	

申請種別
<経歴>
☐ 交付
☐ 返納
<マイナ経歴>
☐ 記録
☐ 抹消

処分番号		処分時間
照会番号		

資料区分	申請取消しのみ	経歴交付のみ	経歴再交付	取消し・経歴交付
	94	36	36	36-94
記録番号				
免許証番号				
生年月日			年 月 日	
登録年月日		年 月 日		
登録番号			94・36-94 登録時 処分区分 H	

現	1	免許（経歴）のみ	マイナ経歴暗証番号				
	2	マイナ免・経のみ					
	3	2枚持ち					
新	1	経歴のみ	マイナンバーカードの効力 有効・失効・エラー 発行手続中のマイナンバーカード 有・無				
	2	マイナ経歴のみ					
	3	2枚持ち					

別記様式第33の2（規格A4）（第47条の2関係）

課 長	次 席	補 佐	課 員

運転経歴証明書 兼 運転経歴情報記録個人番号カード 記載事項変更届

群馬県公安委員会 宛て

届出日 年 月 日

①窓口に来た方（届出者）について記入してください。

フリガナ		連絡先 電話番号	() —
届出者 氏 名		名義人との関係	☐ 本人 ☐ 代理人

②変更前の情報（持参した運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードの内容）を記入してください。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
通称名		旧氏名	

③変更を希望する部分のみ記入してください。（変更には住民票等が必要です。）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
通称名		旧氏名	

----- この線より下は記入しないでください -----

運転経歴証明書の
コピー

資料区分	59	県内記変						県外転入				Y9 確認書類等	1. 住民票の写し 2. マイナンバーカード 3. 身体障害者手帳 4. 在留カード				5. 特別永住者証明書 6. 郵便物（官公庁発行） 7. 領収書（電気・ガス・水道） 8. その他						
	生年月日 性別	51 住所	52 氏名	53 氏名	54 本籍 住所	55 本籍 住所	56 氏名 本籍	57 氏名 本籍 住所	A1 住所	A3 住所	A5 本籍 住所		A7 氏名 本籍 住所	呼び名	確認書類等								
免許 番号													代理人 確認	本人との関係：				確認者：					
記録 番号													通称名	1. 表示希望あり 2. 表示希望なし				3. 変更なし 旧氏名 1. 表示希望あり 2. 表示希望なし 3. 削除を希望 4. 変更を希望					
生年月日														特記事項等：									
登録 年月日																							
呼び名																							

別記様式第34の18及び別記様式第34の19中「^{うんでんめんきょしょう}運転免許証」を「^{うんでんめんきょしょうとう}運転免許証等」に、「^{めんきょしょう}免許証」を「^{めんきょしょうとう}免許証等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定による申請書等については、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第6号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（平成12年群馬県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「免許証交付手数料」の次に「若しくは特定免許情報記録手数料又はその双方の手数料」を加える。

第3条第1項第2号中「。以下「保管場所法」という。」を削り、「又は保管場所法第6条第1項若しくは第3項の規定による保管場所標章の交付若しくは再交付」を「の交付」に改め、「又は同表35の項に規定する保管場所標章交付又は再交付手数料」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 広域にわたり、国民の生命、身体又は財産に甚大な被害を及ぼした災害、事故又は事件であって警察本部長が別に定めるものの被災者又は被害者については、次に掲げる場合に応じ、次に定める額

ア 免許証のみを保有する者が、法第94条第2項の規定により免許証の再交付（以下「免許証の再交付」という。）を申請するとき又は法第95条の2第1項の規定により特定免許情報の記録（以下「特定免許情報の記録」という。）を申請するとき 条例別表第1の5の項に規定する免許証再交付手数料又は同表5の2の項に規定する特定免許情報記録手数料の全部の額

イ 法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）のみを保有する者が、特定免許情報の記録を申請するとき又は同条第11項の規定により免許証の交付を申請するとき 条例別表第1の5の2の項に規定する特定免許情報記録手数料又は同表4の項に規定する免許証交付手数料の全部の額

ウ 免許情報記録個人番号カード及び免許証の双方を保有している者が、免許証の再交付を申請するとき又は特定免許情報の記録を申請するとき 条例別表第1の5の項に規定する免許証再交付手数料又は同表5の2の項に規定する特定免許情報記録手数料の全部の額

第3条第2項第2号中「保管場所等手数料免除申請書」を「保管場所証明申請手数料免除申請書」に、「当該証明等」を「当該証明申請」に改め、同項第3号中「免許証再交付手数料免除申請書」を「免許証交付等手数料免除

申請書」に改める。

別記様式第2号中「保管場所等手数料免除申請書」を「保管場所証明申請手数料免除申請書」に、「あて」を「宛て」に、「申請等」を「申請」に、「保管場所等手数料を」を「保管場所証明申請手数料を」に改める。

別記様式第3号中「免許証再交付手数料免除申請書」を「免許証交付等手数料免除申請書」に、「免許証再交付手数料の」を「免許証交付手数料若しくは再交付手数料又は特定免許情報記録手数料の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条第1項第2号、同条第2項第2号及び別記様式第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第一号

議会事務局

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

群馬県議会議長 須藤和臣

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年群馬県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号から第八号までの規定中「保険者番号及び」を削り、「・番号」の下に「等」を加え、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び」を削り、「・番号」の下に「等」を加え、同条第十四号中「保険者番号及び」を削り、「被保険者番号」の下に「等」を加える。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第九条第八項第二号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十一条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十二条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

別記様式第二号中「あて」を「宛て」に、

「1 □ 閲覧、聴取又は視聴

2 □ 写しの交付

〔□ 事務所における開示
□ 送付による交付
（希望する交付方法を上記2点からご選択ください）〕

写しの交付媒体

「1 □ 事務所における開示（希望日 年 月 日）
希望する開示方法を下記2点から選択してください。」

〔□ 閲覧、聴取又は視聴

2 □ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
※写しによる写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）

※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合）

「□ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。
※別途読み取り費用が発生します。」

「□ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。
※別途読み取り費用が発生します。」

「□ 健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第三号中

「(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）」

改める。

別記様式第十一号及び別記様式第十七号中「□健康保険被保険者証」を削る。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧訓令」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の相当規定により提出されたものとみなす。

3 旧訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
